

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
20	募集要項	11	第2	5	(6)	2)	③	その他付帯事業	その他付帯事業の実施企業について、現時点で協議中につき参加表明書への記載が間に合わない場合、提出後に追加することを認めていただけないでしょうか。	参加表明書及び参加資格確認申請書を提出する必要がある者は、応募グループに含まれる企業（代表企業、構成企業又は協力企業）のみです。 その他付帯事業を実施できる企業は、SPC、代表企業、構成企業又は協力企業ですが、代表企業、構成企業又は協力企業は、応募グループの一員として、期日までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出する必要があります。 SPC、代表企業、構成企業又は協力企業から、その他付帯事業に関する業務を受託する企業は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出する必要はありません。		
21	募集要項	14	第3	3	(1)		①	応募者の構成に関する定義	公募に応募する者のうち、「エ 開館準備業務を実施する企業」及び「キ SPCの運営管理業務を実施する企業」に個別に求められる参加資格要件はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項目							
					大	中	小	名				
22	募集要項	14	第3	3	(1)		②	SPCへの出資	SPCへの出資について、第3 3(1)①のア～キに該当する業務はないが、SPCに対する出資のみの企業として、SPCの中で最大出資及び最大議決権保有割合にならなければ、出資は可能という理解でよろしいでしょうか。可能の場合、個別の参加要件は求めないということで、2月6日〆切の参加資格確認申請書には含まないという理解でよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおり可能です。 後段について、ご理解のとおり不要です。		
23	募集要項	14	第3	3	①				P.11 2)付帯事業「③その他付帯事業」は「SPC、代表企業、構成企業または協力企業が自ら企画し～」と記載がありますが、当該付帯事業を実施する企業がSPCを介さずに、市と直接契約する事は可能という理解でよろしいでしょうか。また、当該付帯事業を実施する企業がSPCから直接受託する業務がない場合には、参加資格申請も不要という理解でよろしいでしょうか。	その他付帯事業を実施することができる企業は、SPC、代表企業、構成企業又は協力企業です。代表企業、構成企業又は協力企業がその他付帯事業を実施するにあたり、SPCを介さずに市と直接契約することは可能です。 SPC、代表企業、構成企業又は協力企業から、その他付帯事業に関する業務を受託する企業は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出する必要はありません。参加表明書及び参加資格確認申請書を提出する必要がある者は、応募グループに含まれる企業（代表企業、構成企業又は協力企業）のみです。		

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
24	募集要項	15	第3	3	(2)			応募に関しての留意点	構成企業又は協力企業が、参加表明書の提出以降に資格の喪失に由来しない事由にて応募グループからの脱退を希望する場合に、変更・追加は可能でしょうか。	応募グループを構成する企業の追加又は変更は、原則として認められませんが、市が正当な理由があると認め、追加又は変更をした後に、当該応募グループが参加資格要件を満たしている場合は、提案書の提出までの間に構成企業又は協力企業を変更することを認めることができます。 応募グループを構成する企業の追加又は変更を申請する場合は、追加又は変更する内容や理由等を示した「応募者の構成に係る変更届」(任意様式)を代表企業が提出してください。 変更又は追加に伴い、「参加表明及び参加資格確認申請等に関する提出書類」の変更や追加提出等が必要になりますが、それら書類は、「応募者の構成に係る変更届」の提出時又は提出後に市が指定する期日までに代表企業が提出してください。		

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
25	募集要項	15	第3	3	(1)		⑥	応募者の構成に関する定義	『⑥ システムの構築業務を実施する企業を応募グループに含める必要はないが、(中略) この場合、システムの構築業務を実施する企業を代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかに位置付けること。』と、ありますが、特定のシステムベンダーが、複数の企業群への提案を行うという位置づけは認められますか（複数の企業群から声をかけられた特定のシステムベンダーが、各チームに重複して名を連ねること）。	応募グループに含まれない企業が、複数の応募グループに含まれる企業に提案を行うことは認められます。「名を連ねる」が「参加表明に名を連ねる」ことを意味する場合は、応募グループを構成する企業という位置づけとなるため、他の応募グループを構成する企業として参加することは認められません。		
26	募集要項	17	第3	3	(4)			応募者の個別の参加資格要件	SPC構成員でない事業者が、附帯事業（カフェの設置・運営業務）を実施する場合、当該事業者の参加表明書及び参加資格申請書の提出は不要と解してよろしいでしょうか。	不要です。 なお、カフェの設置・運営業務をSPCから直接受託する予定の企業が、応募グループを構成する企業でない場合で、かつ小松市競争入札参加資格有資格者名簿の登録がない企業は、暴力団等に該当しない旨の誓約書（カフェ事業者）（様式第4-1-5号）及び役員等名簿（様式第2-3-2号）を必要としますが、これら書類は、提案書の提出と併せて提出することで構いません。付属資料3「様式集及び記載要領」（WORD）を修正しました。		
27	募集要項	17	第3	3	(4)			応募者の個別の参加資格要件	開館準備業務について資格要件が示されていませんが、前項に規定される「応募者の共通の参加資格要件」を満たせば、業務個別の参加資格は不要と考えてよろしいでしょうか。	「応募者の個別の参加資格要件」に記載のない業務については、ご理解のとおりです。		

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
28	募集要項	17	第3	3	(4)			応募者の個別の参加資格要件	資料「審査基準」p 3 第2 2 参加資格の確認に「参加資格要件及び業務遂行能力に関する資格要件」とありますが、後者の「業務遂行能力に関する資格要件」の指す具体的な内容をお示しください。	業務遂行能力に関する資格要件は、応募者の個別の参加資格要件のうち、実績に関する項目のことです。		
29	募集要項	17	第3	3	(4)			応募者の個別の参加資格要件	「応募者の個別の参加資格要件」に記載の無い業務については、業務個別の参加要件は求めず「様式集および記載要領（Word）」P.1 第12(2)＜添付書類＞ア～カを代表企業が提出してください。なお、当該企業についての「参加表明に関する提出書類」（様式2-1-1、2-1-2、2-1-3号）も必要となります。また、当該企業について、小松市競争入札参加資格有資格者名簿の登録がない場合は、暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第2-3-1）及び役員等名簿（様式第2-3-2号）を代表企業が提出してください。	「応募者の個別の参加資格要件」に記載のない業務のみを実施する企業についての第1 2 (2) の＜添付書類＞ア～カを代表企業が提出してください。		
30	募集要項	18	第3	3	(4)	3)	③	建設業務を実施する企業-監理技術者	「建設業法第26条第2項に規定の監理技術者を専任で配置することができること」と記載がございますが、着任可能な候補者を複数名挙げてもよろしいでしょうか。	専任で配置する予定の監理技術者については原則1名としますが、1名に確定しきれない場合は複数の候補者を挙げることを認めます（ただし、実際に配置するのは当該候補者の中から配置してください）。付属資料3「様式集及び記載要領」（WORD）を修正しました。		
31	募集要項	23	第3	5	(3)	1)	①	参加表明書等の受付及び参加資格確認	電子メールでの提出の場合、原本不要と記載がありますが、持参した場合も同様に原本不要と理解してもよろしいでしょうか。	持参・郵送で提出する場合は、原本を提出してください。 電子メールで提出する場合は、後日、令和8年2月16日までに代表企業が原本を提出してください。募集要項を修正しました。		

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
32	様式集および記載要領(Word)	1	第1	2				参加表明及び参加資格申請等に関する提出書類	書類作成にあたりファイルやインデックス等の指定はございますでしょうか。		
33	様式集および記載要領(Word)	1	第1	2				参加表明及び参加資格申請等に関する提出書類	「正1部、副1部提出すること」とあります、ファイルの表紙等に正本・副本いずれかが分かるように明記されていれば良いと理解してよろしいでしょうか。		
34	様式集および記載要領(Word)	1	第1	2				参加表明及び参加資格申請等に関する提出書類	添付書類として、「オ 企業単体の貸借対照表、損益計算書及び利益処分案(直近3期分)」とありますが、利益処分案については、「株主資本等変動計算書」を提出すればよろしいでしょうか。		
35	様式集および記載要領(Word)	1	第1	2	(2)			参加資格確認申請に関する提出書類<添付書類>	連結決算の貸借対照表、損益計算書は、直近1期分との理解で宜しいでしょうか。		
36	様式集および記載要領(Word)	1	第1	2	(3)			暴力団排除に係る誓約書	SPCからカフェの設置・運営業務を直接受託する予定の企業は応募者に含まれないため、誓約書は不要ではないでしょうか。		
37	様式集および記載要領(Word)	1	第1	2	(4)			設計業務を実施する企業の参加資格要件に関する書類	実績を称する書類は、PUBDIS(業務カルテ)の写しでも宜しいでしょうか。		

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
38	様式集および記載要領(Word)	1	第1	2	(4)			建設業務を実施する企業の参加資格要件に関する書類	実績を称する書類は、コリンズの写しでも宜しいでしょうか。	建設業務を実施する企業の工事に関する実績を証する書類として、コリンズを用いることで問題ありません。	
39	様式集および記載要領(Word)	1	第1	2	(2)	オ		参加資格確認申請に関する提出書類＜添付書類＞	「利益処分案」と記載がございますが、現在「利益処分案」は廃止されているため、「株主資本等変動計算書」を提出することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。付属資料3「様式集及び記載要領」(WORD)を修正しました。	
40	様式集および記載要領(Word)	1	第1	2	(2)	オ		企業単体の貸借対照表、損益計算書及び利益処分案について	オ『企業単体の貸借対照表、損益計算書及び利益処分案（直近3期分）』が添付書類として提出を求められておりますが、「利益処分案」を作成していない場合、「株主資本等変動計算書」を提出するということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。付属資料3「様式集及び記載要領」(WORD)を修正しました。	
41	様式集および記載要領(Word)	1	第1	2	(2)	カ		参加資格確認申請に関する提出書類＜添付書類＞	「連結決算の貸借対照表、損益計算書」について、弊社は、連結決算の貸借対照表及び損益計算書を作成しておりませんが、親会社の連結決算に含まれておりますので親会社の連結貸借対照表、連結損益計算書の提出が必要でしょうか。	親会社の連結決算の貸借対照表、損益計算書の提出は不要です。	
42	様式集および記載要領(Word)	1	第1	2	(2)	カ		連結決算の貸借対照表、損益計算書について	カ『連結決算の貸借対照表、損益計算書』が添付書類として提出を求められておりますが、直接の親子会社関連での作成はしていない場合は単体での貸借対照表・損益計算書の提出によろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
43	様式集および記載要領(Word)	1	第1	2	(2)			参加資格確認申請に関する提出書類	添付書類において、「カ 連結決算の貸借対照表、損益計算書」とありますが、どういった場合に提出が必要となりますでしょうか。	応募グループを構成する企業が連結決算を実施している場合は提出が必要です。付属資料3「様式集及び記載要領」(WORD)を修正しました。	

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
44	様式集および記載要領(Word)	1	第1	2				参加資格確認申請に関する提出書類	添付書類等で複数ページあるものは、両面印刷でもよろしいでしょうか。		
45	様式集および記載要領(Word)	1	第1	2	(2)	ウ		参加資格確認申請に関する提出書類	ウ「商業登記簿謄本」について、必要な書類は現在事項証明書でよろしいでしょうか。		
46	様式集および記載要領(Word)	1	第1	2	(2)	オ、カ		参加資格確認申請に関する提出書類	オ「企業単体の貸借対照表、損益計算書及び利益処分案（直近3期分）」と、カ「連結決算の貸借対照表、損益計算書」について、単体と連結の情報が同じ冊子に綴じられている場合、提出するのはあわせて1部でよろしいでしょうか。		
47	様式集および記載要領(Word)	4						(様式第2-1-1号) 参加表明書	本様式を含んだWord様式集における押印箇所に「実印」という指定がないですが、代表印の捺印で問題ないでしょうか。弊社では実印と代表印が別々に存在しており、一般的な契約締結では代表印を使用しています。提出する印鑑証明書の印影は実印です。		
48	様式集および記載要領(Word)	21						(様式第2-4-2号)	建設業務を実施する企業の参加資格要件に関する書類について、特定建設工事共同企業体を構成する場合は出資比率の記載が必要ですが、現時点の想定を記載してもよろしいでしょうか。		

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
49	様式集および記載要領(Word)	様式第2-1-2号						" (様式第2-1-2号)	表下の注1に「本事業における役割については、募集要項の第3を踏まえ、具体的に記載してください。～」と記載がございますが、募集要項P.14の第3(1)①の業務の内、様式第2-1-2号の「本事業における役割」欄に記載のない業務（開館準備、SPCの運営管理業務）及びその他付帯事業については、「その他（ ）」に記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
50	応募者の構成及び役割分担表"								参加資格確認申請書の添付書類「カ」に記載の「連結決算の貸借対照表、損益計算書」につきまして、弊社は非上場企業であり連結決算書類を作成しておりません。この場合、当該書類の提出は不要であり、個別決算書類の提出のみで問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、不要です。		
51	様式集および記載要領(Word)	様式第2-2号						(様式第2-2号) 参加資格確認申請書	応募者の署名箇所に「グループ名」の記載欄がありますが、本グループ名は当該グループが独自に決定するものと理解してよろしいでしょうか。また、その場合、企業名等は使用してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、企業名を使用しても問題ありません。		

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
52	様式集および記載要領(Word)	様式第2-1-1号						参加表明書	「注1 本事業における役割については、募集要項の第3を踏まえ、具体的に記載してください。なお、1つの業務を複数の企業で分担する場合は、分担する業務内容についても記載してください。」とありますが、「本業務における役割」の記載欄に既に記載されている内容から、当該企業が担当する役割の□にチェックマークを付けるもしくは□を黒塗りするものと推察します。そのうえで役割について「具体的に記載」する際、各役割名の右隣のスペースに詳細な役割の内容を記載するものと理解してよろしいでしょうか。 また、当該役割を単体企業が担う場合はチェックマークの追記だけで十分であり、複数の企業で分担する場合のみそれぞれの企業毎に担当する役割を追記するものと理解してよろしいでしょうか。	前段については、枠内に分かりやすく記載してください。適宜不要な情報は削除しても問題ありません。 後段については、ご理解のとおりです。		
53	様式集および記載要領(Word)	様式第2-1-2号						応募者の構成及び役割分担表	「委任事項」に「5 復代理人の選任及び解任に関する件」が記載されていますが、復代理人への委任状の様式がありませんが、提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	復代理人へ委任する場合は、委任状（任意様式）を代表企業が提出してください。		
54	様式集および記載要領(Word)	様式第2-1-3号						委任状	応募者の署名箇所に「グループ名」の記載欄がありますが、本グループ名は当該グループが独自に決定するものと理解してよろしいでしょうか。また、その場合、企業名等は使用してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、企業名を使用しても問題ありません。		

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
55	様式集および記載要領(Word)	様式第2-2号						参加資格確認申請書	添付書類の会社概要書（パンフレット）を作成しておらず、古いパンフレットとなってしまうため、代替の書類として、ホームページの会社概要ページの印刷物を提出することによろしいでしょうか。		
56	様式集および記載要領(Word)	様式第2-2号						参加資格確認申請書	JV出資比率の記載が求められていますが、現段階では建設費の算出ができるおらず、詳細が検討できませんので、比率の記載は任意としていただけないでしょうか。また、記載が必要な場合、提案段階でJV比率を変更することは可能でしょうか。		
57	様式集および記載要領(Word)	様式第2-4-2号						建設業務を実施する企業の参加要件に関する書類	添付書類として「専任で配置する監理技術者に関する証明書」が含まれていますが、着工は2年以上先であり且つ技術者が切迫しているため、現段階で配置技術者を特定することは困難です。配置技術者の証明書の提出については、不要としていただけないでしょうか。		
58	様式集および記載要領(Word)	様式第2-4-2号						建設業務を実施する企業の参加要件に関する書類	添付書類として「専任で配置する監理技術者に関する証明書」が必要な場合、複数の技術者を登録することは可能でしょうか。		

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
59	様式集および記載要領(Word)	様式第2-4-2号						建設業務を実施する企業の参加要件に関する書類	添付書類として「専任で配置する監理技術者に関する証明書」が必要な場合、技術者の実績は問わないという理解でよろしいでしょうか。		
60	様式集および記載要領(Word)	様式第2-4-2号						建設業務を実施する企業の参加要件に関する書類	参加資格確認申請書の6. 添付書類「力」の「連結決算の貸借対照表、損益計算書」について、記載がありませんが、直近1期分(1年)の提出でよろしいでしょうか。		
61	様式集および記載要領(Word)	様式第2-4-2号						(様式第2-2号) 参加資格確認申請書	本書類の「出資比率」記載欄につきまして、現時点では構成員間での協議中のため、確定に至っておりません。つきましては、当該項目を空欄のまま提出させていただいてもよろしいでしょうか。		
62	様式集および記載要領(Word)	様式第2-4-2号						(様式第2-4-2号) 建設業務を実施する企業の参加資格要件に関する書類	提出書類の「専任で配置する監理技術者に関する証明書」に記載する技術者につきましては、現時点での配置予定者として提示するものであり、実際に業務を開始する際、諸事情等により同等以上の資格・実績を有する別の人員に変更することは可能という理解でよろしいでしょうか。		

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
63	様式集および記載要領(Word)	様式第2-4-2号						(様式第2-4-2号)建設業務を実施する企業の参加資格要件に関する書類	建設業務を実施する企業の実績を証する書類につきましては、コリンズの登録内容確認書でも宜しいでしょうか。		
64	様式集および記載要領(Word)	様式第2-4-2号						様式第2-4-2号	専任で配置する監理技術者に関する証明書は、資格、及び監理技術者講習修了書の写しを添付で宜しいでしょうか。		
65	様式集および記載要領(Word)	様式第2-4-2号						様式第2-4-2号	「上記実績を証する書類」とは、企業の実績、または監理技術者の実績、いずれを証する書類が必要となりますでしょうか。 上記実績とは、様式2-4-2号の中段にある「■公共施設の工事に関する実績」を指します。具体的には、平成27年（2015年）4月1日以降に延床面積4,500m ² 以上の公共施設の新築工事又は増築工事にかかる施工実績（元請に限る）を意味しますので、この実績を証する書類を添付してください。		

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
66	様式集および記載要領(Word)	様式第2-4-2号							参加資格の確認通知を受けた後、業務の一部を担当する予定の企業が、資格喪失以外の理由により事業への参加を辞退した場合、貴市の承認を得た上で代替企業を選定し、引き続き本公募型プロポーザルへの参加を継続することは可能でしょうか。	応募グループを構成する企業の追加又は変更は、原則として認められませんが、市が正当な理由があると認め、追加又は変更をした後に、当該応募グループが参加資格要件を満たしている場合は、提案書の提出までの間に構成企業又は協力企業を変更することを認めることができます。 応募グループを構成する企業の追加又は変更を申請する場合は、追加又は変更する内容や理由等を示した「応募者の構成に係る変更届」(任意様式)を代表企業が提出してください。 変更又は追加に伴い、「参加表明及び参加資格確認申請等に関する提出書類」の変更や追加提出等が必要になりますが、それら書類は、「応募者の構成に係る変更届」の提出時又は提出後に市が指定する期日までに代表企業が提出してください。		

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
67	その他								参加資格の確認通知を受けた後、なんらかの事由で応募者の構成（構成企業を協力企業に変更等）を変更することは可能でしょうか。	応募グループを構成する企業の追加又は変更は、原則として認められませんが、市が正当な理由があると認め、追加又は変更をした後に、当該応募グループが参加資格要件を満たしている場合は、提案書の提出までの間に構成企業又は協力企業を変更することを認めることができます。 応募グループを構成する企業の追加又は変更を申請する場合は、追加又は変更する内容や理由等を示した「応募者の構成に係る変更届」(任意様式)を代表企業が提出してください。 変更又は追加に伴い、「参加表明及び参加資格確認申請等に関する提出書類」の変更や追加提出等が必要になりますが、それら書類は、「応募者の構成に係る変更届」の提出時又は提出後に市が指定する期日までに代表企業が提出してください。		

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
68	その他								参加資格の確認通知を受けた後、なんらかの事由で応募者の役割（設計や建設等）を申し込み時の役割から別の役割に変更することは可能でしょうか。	応募グループを構成する企業の追加又は変更は、原則として認められませんが、市が正当な理由があると認め、追加又は変更をした後に、当該応募グループが参加資格要件を満たしている場合は、提案書の提出までの間に構成企業又は協力企業を変更することを認めることができます。 応募グループを構成する企業の追加又は変更を申請する場合は、追加又は変更する内容や理由等を示した「応募者の構成に係る変更届」(任意様式)を代表企業が提出してください。 変更又は追加に伴い、「参加表明及び参加資格確認申請等に関する提出書類」の変更や追加提出等が必要になりますが、それら書類は、「応募者の構成に係る変更届」の提出時又は提出後に市が指定する期日までに代表企業が提出してください。		

募集要項等に関する質問（参加資格に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
69	その他								参加資格確認申請の提出後、専門性の向上等を目的として、新たに協力企業等を追加することは可能でしょうか。 現時点において、一部の業務範囲でより最適な実施体制を検討中であるため、選定段階や事業着手時において柔軟に企業を追加・変更できるようご検討いただきたく存じます。	応募グループを構成する企業の追加又は変更は、原則として認められませんが、市が正当な理由があると認め、追加又は変更をした後に、当該応募グループが参加資格要件を満たしている場合は、提案書の提出までの間に構成企業又は協力企業を変更することを認めることができます。 応募グループを構成する企業の追加又は変更を申請する場合は、追加又は変更する内容や理由等を示した「応募者の構成に係る変更届」(任意様式)を代表企業が提出してください。 変更又は追加に伴い、「参加表明及び参加資格確認申請等に関する提出書類」の変更や追加提出等が必要になりますが、それら書類は、「応募者の構成に係る変更届」の提出時又は提出後に市が指定する期日までに代表企業が提出してください。		